

平成23年7月8日  
経済部観光振興監決定  
平成24年8月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成28年1月14日一部改正

## 北海道アウトドア優良事業者認定審査の標準

### 第1 趣旨

この認定審査の標準は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第3の1に規定する北海道アウトドア資格制度業務センターが、北海道アウトドア優良事業者認定要領（以下「要領」という。）第3の1の（1）に規定する優良事業者の認定を受けようとする事業者の認定審査を行うに当たり、要領第3の1の（2）の規定に基づき、認定審査の標準について定める。

### 第2 認定審査の標準

優良事業者の認定を受けようとする事業者に係る認定審査の標準は、次に定めるとおりとする。

#### 1 人員体制

ガイド資格保有者の配置など、適正な人員体制がとられていること。

#### 2 安全対策等

##### （1）安全確保

常にコース上の危険や自然条件等の把握に努めるとともに、顧客の健康状態の確認や催行中止基準の策定など安全対策を講じていること。

##### （2）危険の告知

顧客に対し、発生し得る危険な状態について十分周知すること。

##### （3）保険等への加入

ア 損害賠償責任保険等に参加し、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填できるよう対策を講じていること。

イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。

##### （4）過去の実績

ガイド業務に関し、過去3年間に刑事訴訟において有罪判決が確定してないこと、かつ民事訴訟において損害賠償の支払い命令またはこれと同等の判決を受けてないこと。

##### （5）緊急時の対応

事故・災害等の発生に備え、警察、消防機関、市町村、医療機関等と連携を図るとともに、事故・災害発生時における対応方法を役員及び職員が熟知していること。

##### （6）受託事業者の管理

ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。

#### 3 ガイド

（1）ガイド等職員に対して、定期的に健康診断を実施するなど、健康管理が適切に行われていること。

（2）ガイド等職員については、傷害保険又は労災保険に加入していること。

（3）ガイドの資質向上のための定期的な訓練や教育が実施されていること。

#### 4 備品装備

事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。

## 5 顧客サービス

- (1) 顧客に対しコースメニューの内容、所要時間、利用料金等の情報が十分に示されていること。
- (2) 顧客からの苦情や提言に対応する担当者を配置し、適切な対応がとれる体制であるとともに、苦情等の内容を正確に記録し、改善された結果を当該顧客に報告するなど、苦情処理の対応が適切に行なわれていること。

## 6 顧客を対象としたサービスの一環として北海道内において無料で実施する送迎

- (1) アウトドア活動のサービスの一環として北海道内において無料で実施する送迎に関し、安全対策を講じていること。
- (2) アウトドア活動のサービスの一環として北海道内において無料で実施する送迎に係る運転者は、過去3年間に罰金以上の刑事処分及び行政処分を受けていないこと。

## 7 記録・評価

事業活動記録（事業日誌）、ガイド個人のガイド記録、事故が生じた場合の記録等について適切に記録し、保存していること。

## 8 関係法令の理解・遵守

役員は、関係法令等を遵守するとともに、職員に、関係法令等を理解及び遵守させるよう努めていること。

## 第3 分野別細則

認定審査に係る分野ごとの細則は、別表1から別表5までに定めるところによる。

### 附 則

- 1 この認定審査の標準は、平成23年7月8日から施行する。
- 2 北海道アウトドア資格制度優良事業者の認定登録の標準（平成21年3月31日付け経済部参事監決定）は、廃止する。

### 附 則（平成24年7月12日経済部観光振興監決定）

この認定審査の標準の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。

### 附 則（平成27年3月12日経済部観光振興監決定）

この認定審査の標準の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則（平成28年1月14日経済部観光振興監決定）

この認定審査の標準の一部改正は、平成28年1月14日から施行する。

別表1 山岳

項 目	内 容																				
<p>1 人員体制 ガイド資格取得 保有者等の適正 な配置</p>	<p>ア 事業所には、実施シーズンを通して、ガイド資格を取得して3年以上経過している山岳（夏山・冬山）ガイド資格保有者が1名以上常勤すること。</p> <p>イ ツアー実施時には、次の「ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準」に合致した人員のガイド資格保有者を配置すること。</p> <p><b>【ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準】</b></p> <p>(夏山)</p> <table border="1" data-bbox="459 629 1385 1072"> <thead> <tr> <th>顧客数</th> <th>ガイド資格保有者の配置数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12名</td> <td>1名以上</td> <td rowspan="3">顧客数は、山岳（夏山）ガイド資格取得を目指すアウトドア検定合格認定者1名が同行することにより6名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できるアウトドア検定合格認定者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>12～24名</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下、これに準ずる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(冬山)</p> <table border="1" data-bbox="459 1162 1385 1592"> <thead> <tr> <th>顧客数</th> <th>ガイド資格保有者の配置数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8名</td> <td>1名以上</td> <td rowspan="3">顧客数は、山岳（冬山）ガイド資格取得を目指す山岳（夏山）ガイド資格保有者1名につきが同行することにより4名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できる山岳（夏山）ガイド資格保有者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>9～18名</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下、これに準ずる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 事業の一部を他の事業者へ委託する場合も、ツアー実施時のガイド配置は上記の基準を満たすこと。</p> <p>(注2) 上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が決定するものであること。</p>	顧客数	ガイド資格保有者の配置数	備 考	1～12名	1名以上	顧客数は、山岳（夏山）ガイド資格取得を目指すアウトドア検定合格認定者1名が同行することにより6名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できるアウトドア検定合格認定者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。	12～24名	2名以上	以下、これに準ずる		顧客数	ガイド資格保有者の配置数	備 考	1～8名	1名以上	顧客数は、山岳（冬山）ガイド資格取得を目指す山岳（夏山）ガイド資格保有者1名につきが同行することにより4名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できる山岳（夏山）ガイド資格保有者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。	9～18名	2名以上	以下、これに準ずる	
顧客数	ガイド資格保有者の配置数	備 考																			
1～12名	1名以上	顧客数は、山岳（夏山）ガイド資格取得を目指すアウトドア検定合格認定者1名が同行することにより6名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できるアウトドア検定合格認定者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。																			
12～24名	2名以上																				
以下、これに準ずる																					
顧客数	ガイド資格保有者の配置数	備 考																			
1～8名	1名以上	顧客数は、山岳（冬山）ガイド資格取得を目指す山岳（夏山）ガイド資格保有者1名につきが同行することにより4名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できる山岳（夏山）ガイド資格保有者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。																			
9～18名	2名以上																				
以下、これに準ずる																					

項 目	内 容
2 安全対策	
(1) 危険の告知	顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。
(2) 保険等への加入	<p>ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任保険等に参加していること。</p> <p>イ 顧客に対し、損害保険の加入に関する情報を十分に説明していること。</p>
(3) 受託事業者の管理	ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。
3 備品、装備 安全な備品等の 使用、着用	<p>ア ツアー開始前に、使用する備品・装備等を点検すること。</p> <p>イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。</p>
4 顧客を対象としたサービスの一環として無料で実施する送迎	<p>ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。</p> <p>イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険（自賠償保険及び任意保険）に参加していること。</p> <p>ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。</p> <p>エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。</p>

別表2 自然

項 目	内 容										
<p>1 人員体制 ガイド資格保有者等の適正な配置</p>	<p>ア 事業所には、実施シーズンを通して、ガイド資格を取得して3年以上経過している自然ガイド資格保有者が1名以上常勤すること。</p> <p>イ ツアー実施時には、次の「ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準」に合致した人員のガイド資格保有者を配置すること。</p> <p>【ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準】</p> <table border="1" data-bbox="451 584 1385 972"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 584 647 667">顧客数</th> <th data-bbox="647 584 836 667">ガイド資格保有者の配置数</th> <th data-bbox="836 584 1385 667">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 667 647 712">1～20名</td> <td data-bbox="647 667 836 712">1名以上</td> <td data-bbox="836 667 1385 712" rowspan="3">顧客数は、自然ガイド資格取得を目指すアウトドア検定合格認定者1名につき10名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できるアウトドア検定合格認定者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 712 647 757">21～40名</td> <td data-bbox="647 712 836 757">2名以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 757 836 972">以下、これに準ずる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 事業の一部を他の事業者へ委託する場合も、ツアー実施時のガイド配置は上記の基準を満たすこと。</p> <p>(注2) 上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が決定するものであること。</p>	顧客数	ガイド資格保有者の配置数	備 考	1～20名	1名以上	顧客数は、自然ガイド資格取得を目指すアウトドア検定合格認定者1名につき10名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できるアウトドア検定合格認定者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。	21～40名	2名以上	以下、これに準ずる	
顧客数	ガイド資格保有者の配置数	備 考									
1～20名	1名以上	顧客数は、自然ガイド資格取得を目指すアウトドア検定合格認定者1名につき10名まで増員することができる。 ただし、ガイド資格保有者1名に対して同行できるアウトドア検定合格認定者は1名とし、事前に行程等についての説明を行うこと。									
21～40名	2名以上										
以下、これに準ずる											
<p>2 安全対策 (1)危険の告知</p>	<p>顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。</p>										
<p>(2)保険等への加入</p>	<p>ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任保険等に加入していること。</p> <p>イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。</p>										
<p>(3)受託事業者の管理</p>	<p>ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。</p>										
<p>3 備品、装備 安全な備品等の使用、着用</p>	<p>ア ツアー開始前に、使用する備品・装備等を点検すること。</p> <p>イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。</p>										
<p>4 顧客を対象としたサービスの一環として無料で実施する送迎</p>	<p>ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。</p> <p>イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険(自賠責保険及び任意保険)に加入していること。</p> <p>ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。</p> <p>エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。</p>										

別表3 カヌー

項 目	内 容																						
<p>1 人員体制 ガイド資格保有者等の適正な配置</p>	<p>ア 事業所には、実施シーズンを通して、ガイド資格を取得して3年以上経過しているカヌー（ガイド）ガイド資格保有者が1名以上常勤すること。</p> <p>イ ツアー実施時には、次の「ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準」に合致した人員のガイド資格保有者を配置すること。</p> <p>【ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準】</p> <p>1 配置するガイドは、ガイド資格保有者（カヌーガイド、カヌージュニアガイド）又は20回以上かつ20時間以上のガイド業務経験（補助的な立場で実施したものを含む。）であること。</p> <p>2 同一のツアーに参加する全てのガイドを次の「換算表」にあてはめて計算した換算数の和が「ガイド配置一覧表」の換算数以上となること。</p> <p>【換算表】</p> <table border="1" data-bbox="443 842 1366 1061"> <thead> <tr> <th>ガイド種別</th> <th>1名当り換算数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①北海道アウトドアガイド保有者（ガイド）</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>②北海道アウトドアガイド資格保有者（ジュニアガイド）</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>③北海道アウトドアガイド資格保有者以外のガイド</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガイド配置数一覧表</p> <table border="1" data-bbox="443 1149 1366 1458"> <thead> <tr> <th>ツアーの出艇数</th> <th>ガイド資格保有者の換算数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5艇</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6～10艇</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>11～15艇</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>16～20艇</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>21～25艇</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>26～30艇</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>30艇を超える場合は、5艇まで増える毎につき、換算数1を加える</p> <p>（注1）事業の一部を他の事業者へ委託する場合も、ツアー実施時のガイド配置は上記の基準を満たすこと。</p> <p>（注2）上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が決定するものであること。</p>	ガイド種別	1名当り換算数	①北海道アウトドアガイド保有者（ガイド）	1.0	②北海道アウトドアガイド資格保有者（ジュニアガイド）	0.5	③北海道アウトドアガイド資格保有者以外のガイド	0	ツアーの出艇数	ガイド資格保有者の換算数	1～5艇	1	6～10艇	2	11～15艇	3	16～20艇	4	21～25艇	5	26～30艇	6
ガイド種別	1名当り換算数																						
①北海道アウトドアガイド保有者（ガイド）	1.0																						
②北海道アウトドアガイド資格保有者（ジュニアガイド）	0.5																						
③北海道アウトドアガイド資格保有者以外のガイド	0																						
ツアーの出艇数	ガイド資格保有者の換算数																						
1～5艇	1																						
6～10艇	2																						
11～15艇	3																						
16～20艇	4																						
21～25艇	5																						
26～30艇	6																						
<p>2 安全対策 (1)危険の告知</p>	<p>顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。</p>																						
<p>(2)保険等への加入</p>	<p>ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任保険等に加入していること。</p> <p>イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。</p>																						

項 目	内 容
(3) 受託事業者の管理	ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。
3 備品、装備等 安全な備品の使用、着用等	<p>ア ツアー開始前に、使用する備品・装備等を点検すること。</p> <p>イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。</p> <p>ウ 顧客が休息する屋内施設や清潔に管理されたトイレ、シャワー、更衣室等、必要な施設整備を有すること。</p>
4 顧客を対象としたサービスの一環として無料で実施する送迎	<p>ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。</p> <p>イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険（自賠責保険及び任意保険）に加入していること。</p> <p>ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。</p> <p>エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。</p>

別表4 ラフティング

項 目	内 容																																																
<p>1 人員体制</p> <p>ガイド資格保有者等の適正な配置</p>	<p>ア 事業所には、実施シーズンを通して、ガイド資格を取得して3年以上経過しているラフティング(ガイド)ガイド資格保有者が1名以上常勤すること。</p> <p>イ ツアー実施時には、次の「ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準」に合致した人員のガイド資格保有者を配置すること。</p> <p><b>【ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準】</b></p> <p>1 配置するガイドは次の(1)、(2)のいずれかであること。</p> <p>(1) ガイド資格保有者(ラフティングガイドまたはラフティングジュニアガイド)</p> <p>(2) ツアーを実施する河川において、トレーニングトリップを30回以上かつ30時間以上の経験を有する者。</p> <p>2 ツアー毎のガイドの合計人数が出艇数以上であること(1艇に1名以上のガイドを配置すること)</p> <p>3 同一のツアーに参加する全てのガイドを次の「換算表」にあてはめて計算した換算数の和が0以上となること。</p> <p><b>【換算表】</b></p> <table border="1" data-bbox="451 1055 1366 1317"> <thead> <tr> <th>ラフティングガイド種別</th> <th>1名当り換算数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①北海道アウトドアガイド資格保有者(ガイド)</td> <td>+1.00</td> </tr> <tr> <td>②北海道アウトドアガイド資格保有者(ジュニアガイド)</td> <td>-0.25</td> </tr> <tr> <td>③北海道アウトドアガイド資格取得保有者以外のガイド</td> <td>-1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【ガイドの配置基準例】</b></p> <table border="1" data-bbox="459 1449 1366 1841"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ツアーの出艇数</th> <th colspan="3">ガイド資格保有者等の配置数(人)</th> <th rowspan="2">加算結果</th> <th rowspan="2">基準の適否</th> </tr> <tr> <th>資格保有者(ガイド)</th> <th>資格保有者(Jrガイド)</th> <th>資格保有者以外のガイド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">5艇</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>-0.75</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>+1.25</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>+0.50</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>-0.25</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>+0.75</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	ラフティングガイド種別	1名当り換算数	①北海道アウトドアガイド資格保有者(ガイド)	+1.00	②北海道アウトドアガイド資格保有者(ジュニアガイド)	-0.25	③北海道アウトドアガイド資格取得保有者以外のガイド	-1.00	ツアーの出艇数	ガイド資格保有者等の配置数(人)			加算結果	基準の適否	資格保有者(ガイド)	資格保有者(Jrガイド)	資格保有者以外のガイド	5艇	1	4	—	0	○	1	3	1	-0.75	×	2	3	—	+1.25	○	2	2	1	+0.50	○	2	1	2	-0.25	×	3	1	2	+0.75	○
ラフティングガイド種別	1名当り換算数																																																
①北海道アウトドアガイド資格保有者(ガイド)	+1.00																																																
②北海道アウトドアガイド資格保有者(ジュニアガイド)	-0.25																																																
③北海道アウトドアガイド資格取得保有者以外のガイド	-1.00																																																
ツアーの出艇数	ガイド資格保有者等の配置数(人)			加算結果	基準の適否																																												
	資格保有者(ガイド)	資格保有者(Jrガイド)	資格保有者以外のガイド																																														
5艇	1	4	—	0	○																																												
	1	3	1	-0.75	×																																												
	2	3	—	+1.25	○																																												
	2	2	1	+0.50	○																																												
	2	1	2	-0.25	×																																												
	3	1	2	+0.75	○																																												



	<p>(注1) 事業の一部を他の事業者へ委託する場合も、ツアー実施時のガイド配置は上記の基準を満たすこと。</p> <p>(注2) 上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が決定するものであること。</p>
2 安全対策 (1) 危険の告知	顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。
(2) 保険等への加入	<p>ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任保険等に加入していること。</p> <p>イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。</p>
(3) 受託事業者の管理	ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。
3 備品、装備等 安全な備品の使用、着用等	<p>ア ツアー開始前に、使用する備品・装備等を点検すること。</p> <p>イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。</p> <p>ウ 顧客が休息する屋内施設や清潔に管理されたトイレ、シャワー、更衣室等必要な施設整備を有すること。</p>
4 顧客を対象としたサービスの一環として無料で実施する送迎	<p>ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。</p> <p>イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険(自賠責保険及び任意保険)に加入していること。</p> <p>ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。</p> <p>エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。</p>

別表5 トレイルライディング

項 目	内 容									
<p>1 人員体制 ガイド資格保有者等の適正な配置</p>	<p>ア 事業所には、実施シーズンを通して、ガイド資格を取得して3年以上経過しているトレイルライディングリーダーガイド資格保有者が1名以上常勤すること。</p> <p>イ ツアー実施時には、次の「トレイル実施時のガイド資格保有者の配置基準」に合致した人員のトレイルライディングリーダーの資格保有者を配置すること。</p> <p>【トレイル実施時のガイド資格保有者の配置基準】</p> <table border="1" data-bbox="451 622 1385 846"> <tr> <td data-bbox="451 622 662 712">顧客数</td> <td data-bbox="662 622 965 712">トレイルライディングリーダーの配置数</td> <td data-bbox="965 622 1385 846" rowspan="4">アシスタントは、トレイルライディングリーダーの指示・監督の下にトレイル指導又は指導助手を行うことができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 712 662 757">1～5名</td> <td data-bbox="662 712 965 757">1名以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 757 662 801">6～10名</td> <td data-bbox="662 757 965 801">2名以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 801 965 846">以下、これに準ずる</td> </tr> </table> <p>(注1) 事業の一部を他の事業者へ委託する場合も、ツアー実施時のガイド配置は上記の基準を満たすこと。</p> <p>(注2) 上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が決定するものであること。</p>	顧客数	トレイルライディングリーダーの配置数	アシスタントは、トレイルライディングリーダーの指示・監督の下にトレイル指導又は指導助手を行うことができる。	1～5名	1名以上	6～10名	2名以上	以下、これに準ずる	
顧客数	トレイルライディングリーダーの配置数	アシスタントは、トレイルライディングリーダーの指示・監督の下にトレイル指導又は指導助手を行うことができる。								
1～5名	1名以上									
6～10名	2名以上									
以下、これに準ずる										
<p>2 安全対策 (1)危険の告知</p>	<p>顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。</p>									
<p>(2)保険等への加入</p>	<p>ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任保険等に加入していること。</p> <p>イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。</p>									
<p>(3)受託事業者の管理</p>	<p>ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。</p>									
<p>3 備品、装備、施設、乗用馬 (1)安全な備品の使用、着用等</p>	<p>ア 顧客が利用する鞍等の馬具が清潔、安全な手入れ、点検を定期的実施すること。</p> <p>イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。</p> <p>ウ 顧客が休息する屋内施設や清潔に管理されたトイレ、シャワー、更衣室等必要な施設整備を有すること。</p>									
<p>(2)トレッキングに適した乗用馬の使用</p>	<p>法定検疫を受けた健康な馬であること。(健康手帳の交付を受けていること)</p>									
<p>4 顧客を対象としたサービスの一環として無料で実施する送迎</p>	<p>ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。</p> <p>イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険(自賠責保険及び任意保険)に加入していること。</p> <p>ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。</p> <p>エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。</p>									